第19回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」…… １
連結計算書類の連結注記表…… ３
計算書類の個別注記表…… ８

（平成26年４月１日から平成27年３月31日）

サンヨーホームズ株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sanyohomes.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（1）取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社はグループの行動・倫理規範をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

代表取締役社長は、コンプライアンス全体に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所管するコンプライアンス委員会において、全社横断的なコンプライアンス体制の構築、維持・整備および問題点の把握に努める。

監査室は法務部と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、代表取締役社長に報告する。

また、当社は使用人が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンスホットラインを設置・運営する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、代表取締役社長等の経営トップ以下グループ全体が毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理についての統括責任者を任命し、その者が管理する文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。

取締役および監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

文書管理規程については必要に応じて適宜見直しを図る。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、代表取締役社長はリスク管理に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所管するリスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては、統括責任者が速やかに担当部署を定める。

監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

① 職務権限・意思決定ルールの策定
② 規程により指名された者を構成員とする経営会議の設置
③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、四半期業績管理の実施
④ 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

（5）会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、代表取締役社長は、当社グループ全体の内部統制に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所轄する内部統制委員会において、グループ各社間の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効果的な業務遂行に則った内部統制に関する協議、コンプライアンス体制の構築、リスク体制の確立、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。

② 当社取締役、本部長・支店長、部長およびグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
③ 監査室は、当社およびグループ会社における業務の統制状況を確認するために、定期的に監査を実施し、統制に不備がある場合には、その是正を促すものとする。その結果を、代表取締役社長および被監査部門の責任者に報告する。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は補助すべき使用人を指名することができる。
② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

（7）取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役会に報告すべき事項を定める規定を監査役会と協議の上制定し、取締役は次に定める事項を報告することとする。
ィ．当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ロ．不正行為や重要な法令並びに定款違反行為
ハ．取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
ニ．内部監査状況およびリスクに関する重要な事項
ホ．毎月の経営状況として重要な事項
ヘ．経営会議で決議された事項
ト．コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
チ．その他コンプライアンス上重要な事項
② 使用人は前項イ．およびロ．に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

（8）その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重大な文書を閲覧し取締役および使用人に説明を求めることができる。

また、監査役の独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの成果の達成を図る。併せて、監査役が独自に必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　３社

・連結子会社の名称　　サンヨーリフォーム㈱
サンヨーホームズコミュニティ㈱
サンアドバンス㈱

(2)持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社の状況

会社等の名称　　ｅ－暮らし㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社(ｅ－暮らし㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4)会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・販売用不動産、未成工事支出金、不動産事業支出金
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・その他のたな卸資産(製品・半製品･仕掛品･原材料)
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 7 ～47 年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．完成工事補償引当金

引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、過去の完成工事に係る補修費の実績を基準にした金額及び特定の物件については補修費用の個別見積額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金

役員(執行役員含む)の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、執行役員分として 100,300 千円を「役員退職慰労引当金」に含めて表示しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
　工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）
・その他の工事
　工事完成基準

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

1．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年5月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年3月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込み額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 1,571 千円減少し、利益剰余金が 1,063 千円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

不動産事業支出金	10,294,883　千円

②担保に係る債務

1 年内返済予定の長期借入金	2,012,000
長期借入金	6,245,000
計	8,257,000　千円

③その他担保に供している資産

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、投資有価証券（国債 446,496 千円）並びに投資その他の資産 その他（差入保証金 73,706 千円）を住宅瑕疵担保保証金として、大阪法務局に供託しております。

(2)有形固定資産の減価償却累計額　　2,107,800　千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3)保証債務

住宅ローン及びつなぎローン利用による当社住宅購入者のために当社が金融機関に対して保証している金額は、3,364,190 千円であります。

(4)当社は「“くらし”リレーシステム」と称する、戸建住宅の新築販売時に買取り価格の査定基準を提示した上で、買取りを約する契約を顧客の一部と締結しております。当連結会計年度における当該契約にかかわる売上高は 4,924,727 千円であります。なお、当連結会計年度において当該契約に基づく買取物件はありません。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,620 千株	－千株	－千株	12,620 千株

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 26 年 6 月 26 日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	189,300 千円	15 円	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 27 日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	189,300千円	15円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

５．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売用土地建物等のたな卸資産投資計画、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的余資は主に流動性及び安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、利用しておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主にたな卸資産投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長でも５年内であります。これらは、金利変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、与信管理規程等に基づき主な顧客の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。満期保有目的の債券は供託金とするための国債であり信用リスクは僅少です。

・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として保証金として供託している国債であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,899,298	7,899,298	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	1,180,461		
貸倒引当金	△11,320		
	1,169,140	1,169,140	－
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券			
国債	446,496	466,999	20,502
資産計	9,514,935	9,535,437	20,502
(4) 支払手形・工事未払金等	7,122,456	7,122,456	－
(5) 短期借入金	3,250,000	3,250,000	－
(6) 1年内返済予定の長期借入金	2,482,000	2,501,238	19,238
(7) 長期借入金	7,885,000	7,903,092	18,092
負債計	20,739,456	20,776,787	37,330

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券は債券であり、時価は日本証券業協会が発表している公社債店頭売買参考統計値によっております。

負債

(4)支払手形・工事未払金等、(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)1年内返済予定の長期借入金、(7)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関連会社株式	50,000
その他有価証券	
非上場株式	60

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1)１株当たり純資産額　　1,238円53銭

(2)１株当たり当期純利益　　57円82銭

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ.満期保有目的の債券		償却原価法（定額法）
ロ.子会社株式		移動平均法による原価法
ハ.その他有価証券	時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ.販売用不動産･未成工事支出金・不動産事業支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ロ.その他のたな卸資産(製品・半製品･仕掛品･原材料)

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7 ～47 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③完成工事補償引当金

引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため､過去の完成工事に係る補修費の実績を基準にした金額及び特定の物件については補修費用の個別見積額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため､当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり､退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については､給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤役員退職慰労引当金
役員(執行役員含む)の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、執行役員分として 100,300 千円を「役員退職慰労引当金」に含めて表示しております。

(4)収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）

②その他の工事
工事完成基準

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年5月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年3月 26 日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込み額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 1,571 千円減少し、繰越利益剰余金が 1,063 千円増加しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

不動産事業支出金	10,294,883	千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,012,000	
長期借入金	6,245,000	
計	8,257,000	千円

③その他担保に供している資産

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、投資有価証券（国債 446,496 千円）並びに差入保証金（73,706 千円）を住宅瑕疵担保保証金として、大阪法務局に供託しております。

(2)有形固定資産の減価償却累計額　　2,103,117 千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3)保証債務

住宅ローン及びつなぎローン利用による当社住宅購入者のために当社が金融機関に対して保証している金額は、3,364,190 千円であります。

また、子会社のマンション管理事業のため、各管理組合に対する債務に対して 12,813 千円を上限として保証を行っております。

(4)関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権　　586,161 千円

②短期金銭債務　　106,520 千円

(5)当社は「“くらし”リレーシステム」と称する、戸建住宅の新築販売時に買取り価格の査定基準を提示した上で、買取りを約する契約を顧客の一部と締結しております。当事業年度における当該契約にかかわる売上高は 4,924,727 千円であります。なお、当事業年度において、当該契約に基づく買取物件はありません。

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	56,734 千円
仕入高	531,756 千円
上記以外の営業取引高	9,993 千円
営業取引以外の取引高	4,432 千円

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	99,018 千円
完成工事補償引当金	47,226
退職給付引当金	439,790
たな卸資産評価損	29,998
減損損失	53,376
資産除去債務	28,582
前払費用償却否認額	37,980
役員退職慰労引当金	48,882
未払事業税	23,956
その他	106,742
繰延税金資産小計	915,592
評価性引当額	△ 126,018
繰延税金資産合計	789,574
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,747
繰延税金負債合計	△8,747
繰延税金資産の純額	780,826

６．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種　類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員	田中　康典	被所有 0.1%	当社 代表取締役	マンションの販売	37,964	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) １．上記取引については、市場価格を参考の上、一般取引条件と同様に決定しております。

２．取引金額には、消費税等を含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,220 円 41 銭

(2) １株当たり当期純利益　　59 円 08 銭